

二戸労働基準監督署ニュース

1 本年も無災害に向けてよろしくお願いたします

令和2年10月3日から
岩手県最低賃金793円

明けましておめでとうございます。新たな年がスタートいたしました。本年も労働災害の防止についてのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 令和2年における労働災害発生状況（速報）

1月末現在での状況を以下のとおり取りまとめました。なお、本数値は速報値であり、今後発表する確定値とは数値が異なる可能性があります。

全産業合計で149件と、前年同時期に比べ13件（9.6%）の増加となり、平成12年以来の高い件数となりました。

	製造業	建設業	道路貨物 運送業	林業	小売業	社会福祉 施設	全産業 合計
R2.1月	2	0	0	0	1	2	11
2月	2	2	0	3	2	4	14
3月	2	5	0	0	2	0	9
4月	3	3	0	1	2	2	15
5月	5	3	1	0	3	2	17
6月	5	4	0	0	1	1	14
7月	3	4	1	0	1	0	12
8月	2	2	2	0	2	2	12
9月	2	2	0	0	0	1	7
10月	2	3	0	0	1	1	9
11月	1	6	1	2	0	1	13
12月	4	2	1	0	2	1	16
合計	33	36	6	6	17	17	149
前年同期	29	26	9	9	10	9	136
増減率	13.8%	38.5%	-33.3%	-33.3%	70.0%	88.9%	9.6%

業種別に見ると、道路貨物運送業と林業が前年に比べて減少しましたが、小売業と社会福祉施設で大きな増加が見られました。

増加が見られた2つの業種に共通する災害として、転倒と腰痛が挙げられ、どちらの災害も以下の共通点があります。

○加齢に伴う身体能力の衰えにより生じる場合がある。

○防止を目的とした器具の使用、作業前の体操により予防が可能。

また、製造業と建設業についても依然として件数が多く、労働災害減少に向けて更なる取り組みが必要です。

3 いわてリアス宣言に基づく自主点検の結果を取りまとめました。

建設業協会久慈支部会員事業者及び久慈地区復旧・復興工事施工業者に対し、「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス宣言」に基づき、自主点検を実施していただきました。その結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。

回答期間：令和2年11月17日～同年11月30日

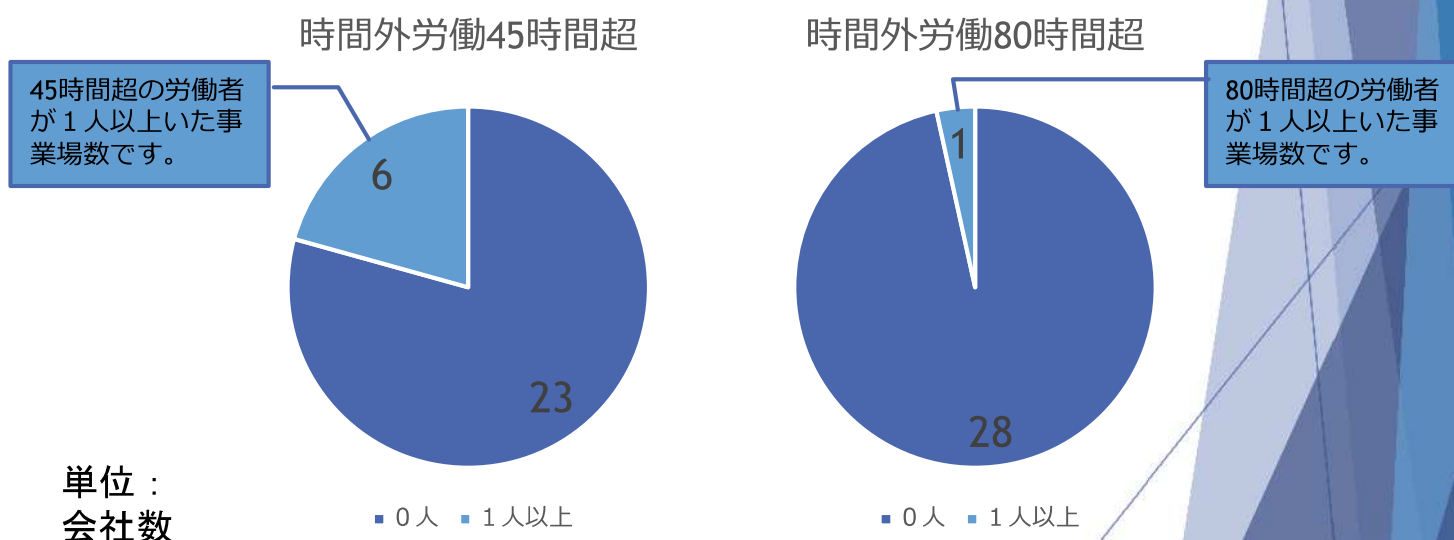
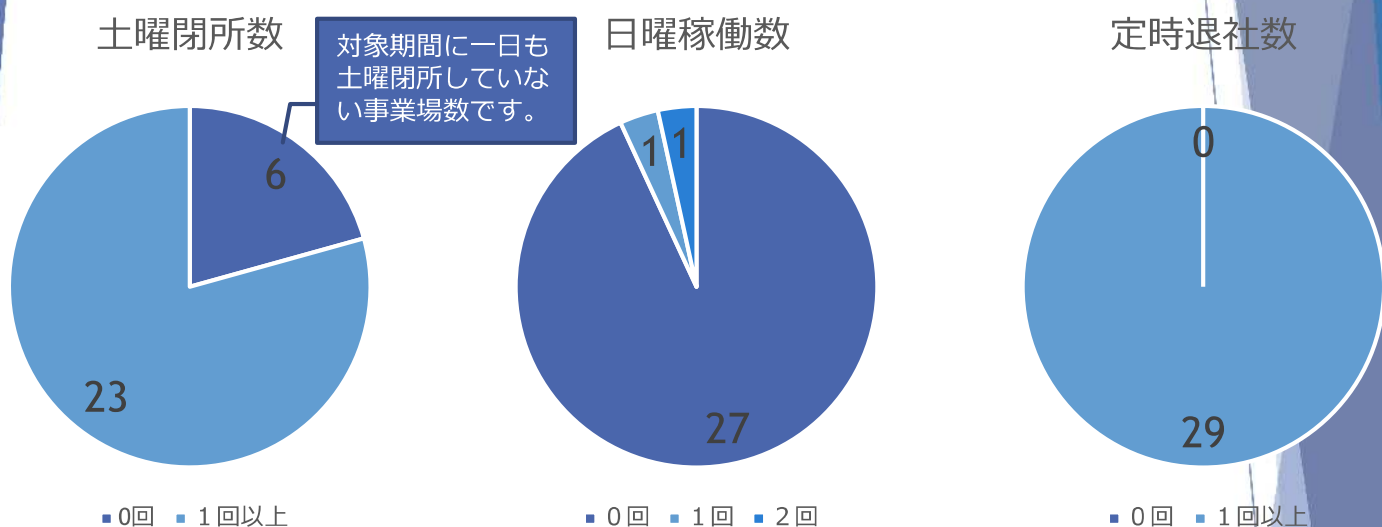
対象期間：令和2年10月1日～同年10月31日（ただし、月末締でない場合は相当する1か月間）

対象数：建設業協会久慈支部会員 44社※（有効回答29社、回答率65.9%）

復旧・復興工事施工業者 60現場（有効回答59現場、回答率98.3%）

※各社が請け負っている複数の現場を含む。

●建設業協会久慈支部会員事業者



単位：
会社数

回答のあったすべての事業場について、定時退社月1回以上を達成していました。今後についても活動を継続し、併せてより一層の労働災害の減少にも取り組んでいただきますようお願いいたします。

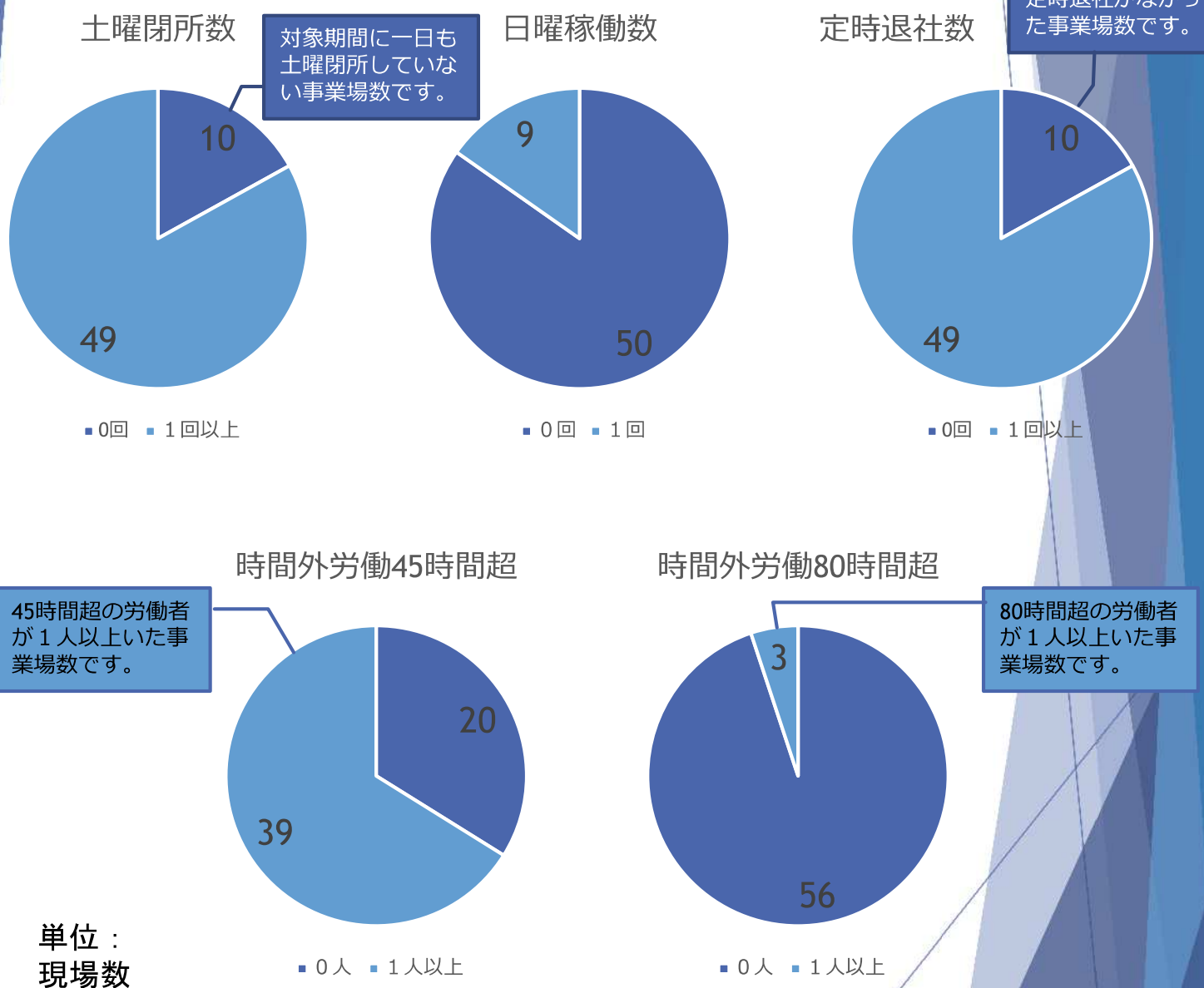
震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す いわてリアス宣言

(平成29年7月28日採択)

- 一 震災復旧・復興工事に携わる労働者の過重労働を容認しません
- 一 震災復旧・復興工事に携わる労働者の適正な労働時間管理や過重労働の未然防止に向けた職場環境づくりに協力して取り組みます
- 一 岩手県沿岸地域の取組を他地域に発信・展開し、あらゆる震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す運動につなげます

- (重点実施事項) ①月1回以上の土曜閉所の実施
②月1回以上の定時退社の実施
③時間外・休日労働が月80時間を超える労働者数の減少

●久慈地区復旧・復興工事施工業者



建設業協会会員事業者と比べ、45時間超が多く見受けられました。これから震災復旧・復興工事の工期満了が近づくにつれ、無理な計画を立てないよう、組織的な対応及び人員配置を行っていく必要があるものと思われます。

4 管内で死亡災害が発生しました。

二戸労働基準監督署管内において、令和2年11月14日及び同年12月21日に2件の死亡災害が発生いたしました。

いずれの災害におきましても、労働安全衛生法令やガイドライン等で示されている基本的な対策を実施していれば防ぐことができたものであり、起こってはならないものであります。

これ以上の犠牲者を出さないため、万が一が起らないよう、万が一が起っても大事に至らないよう、原因や対策を確認いただき、万全の対策を行いましょう。

<死亡労働災害事例①> 建設業（伐木作業）

高さ約10メートルの木が構造物に干渉するおそれがあったため、その木を切って構造物に寄り掛かからせた。その状態でさらにその木を切ろうとした（元玉切り）ところ、切った木が作業者に激突したものの。

（原因） 木が構造物に寄り掛かった状態で切ろうとしたこと。

（対策） ワイヤロープ等を用いて距離を取ったうえで木を引っ張り、構造物から木を外すこと。

構造物が移動可能な場合には作業前に移動させること。

<死亡労働災害事例②> 建設業

防波堤工事において足場の解体作業中、海に落下したものの。

（原因） 足場及び高所作業において、手すりや墜落制止用器具の使用等、墜落防止対策を行っていなかったこと。

5 令和3年4月から金属アーク溶接の法規制が強化されます！

アーク溶接作業等により発生する金属ヒュームについて、神経への毒性が判明したことから特定化学物質に指定されました。これに伴い、作業主任者の選任、特定化学物質健康診断、安全衛生教育等の対応が必要となります。

詳しくはインターネットで「アーク溶接 改正」と検索いただくか、二戸労働基準監督署までお問い合わせください。